

別冊

通学路安全点検 ハンドブック



川崎市教育委員会

令和2年2月



目次

はじめに

1	通学路の点検を行う前に……………	P2
2	通学路の安全点検のポイント……………	P3
3	改善要望を提出する前に……………	P4
4	資料	
	(1) 道路標示……………	P7
	(2) カラー舗装……………	P9
	(3) その他標示……………	P10
	(4) 標識……………	P11
	(5) 安全施設……………	P13
	(6) 「ゾーン30」とは……………	P15
5	その他……………	P15

はじめに

川崎市教育委員会では、平成24年6月に「川崎市通学路安全対策会議」を設置し、通学路の点検の手順などをまとめた「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づく緊急合同点検を関係機関とともに実施し、路面標示やガードレール、横断歩道の設置、交通規制の導入など、さまざまな安全対策を講じてまいりました。

登下校時の安全対策の一つとして、学校は保護者や地域住民の皆さまの協力のもと、子どもたちの通学路の安全点検を行っています。実際に通学路を歩いてみて交通環境等を確認することは、子どもたちの安全確保を図る上で大きな効果が期待されます。

一方、

- ◆毎年、点検する人が替わる
- ◆これまでの状況がわからない
- ◆どのように点検したらよいかよくわからない

などの声もあがっております。

今回、通学路を確認するときの各ポイントをまとめ、また、関係資料を掲載したハンドブックを作成しました。

この資料が安全点検の実施の際のご参考になれば幸いです。

1 通学路の点検を行う前に

- ・危険と考えられる場所や対策の状況などを事前に確認
- ・子どもたちの危険を回避するためにはどうしたらよいか

という視点で点検してください。

※過去に「通学路安全対策会議」あてに改善要望を提出し、検討の結果、「改善不要」「改善困難」とされている箇所の再要望はできません。理由は、毎年3月頃、学校長宛てに送付する対策状況一覧表に記載していますので、学校に確認してください。

①点検場所の地図

あらかじめ通学区域の地図を用意して点検しましょう。

②点検項目・点検順路の確認

点検項目や点検順路を決めておくと短い時間で効率的に点検することができます。

③通学順路

実際に子どもが歩く順路に沿って、一度に通る人数なども考えて危険と思われる場所を点検しましょう。

④点検時間

昼間と朝夕の交通状況が変わることがあります。

※子どもたちの**登下校時**を想定して点検しましょう。

⑤点検の目線

特に身長の高い低学年の子どもは見える範囲が限られることがあります。

少し低い目線でも点検しましょう。

2 通学路の安全点検のポイント

- 主要道路や交通量の多い道路、歩行空間の狭い道路、塀や樹木により見通しの悪い道路、駐車場出入口といった事故多発箇所の車・自転車・歩行者の通行状況
- 歩道、路側帯およびグリーンベルト等の歩行空間の有無および通行幅
- 歩道部や交差点巻き込み部に対するガードレールや車止め等の安全施設の有無
- 信号機や横断歩道の設置状況、交通規制の状況
- 信号機や横断歩道待機場所の十分な広さの確保
- 通学路上の交通標識、路面標示、電柱巻付標示の設置箇所
- 通学路上にブロック塀、空き家、障害物、木の枝、道路上の危険物、ため池・山林、踏切、土砂災害警戒区域等の危険箇所の有無
- 通学路上の防犯カメラ・防犯灯の設置状況や、「こども110番」協力家庭・施設の場所
- 現在設置されている安全施設の破損や舗装面の穴などの不具合の有無
- 様々な安全施設（例：道路標識・道路標示・カーブミラー等）の設置による、死角や分かりづらさの有無
- 横断歩道付近のバス停や樹木の繁茂等により、歩行者（特に児童）と車両が相互に死角になっていないか
- 通学路の変更などにより不要となった安全施設（例：道路標識・道路標示・電柱幕等）の有無
- 通学路上で工事が行われる場合の危険性や通学路を変更する必要性の有無



3 改善要望を提出する前に

通学路安全対策会議に提出する際には次の項目について確認してください。

項目に関する詳細説明は P.5～6 にあります。

※通学路に該当しない箇所についても危険箇所と思われる場合は、学校において作成する安全マップに反映させるなど情報共有を図ってください。

	項目	確認
安全点検時	1 学校で指定している通学路上の改善要望ですか。 (学校が示す青ルート、赤ルートなどの通学路に該当していますか。)	
	2 同じ箇所での 再要望 ではありませんか。	
	3 公道または市有地ですか。	
	4 登下校時の危険箇所 ですか。 ※ 下校後（習い事の行き帰り等） については通学路の改善要望として認められません。	
改善要望作成時	5～6 周辺住民の合意が得られる箇所でしょうか。	
	7～8 対策がもたらす影響を検討しましたか。	
	9 要望箇所はわかりやすく記載されていますか。	
	10 現状や改善要望の内容はわかりやすく記載されていますか。	

1 学校で指定した通学路上であること

児童が安全に通学するための対策ですので、通学路でない箇所への対策は行えません。
大人が通勤や買い物で通行するための通行対策ではありません。

2 同じ箇所への再要望ではないこと

過去に通学路安全対策会議で提案され、改善不要案件、改善困難案件との結果が出ている箇所への再要望はできません。

3 公道または市管理地であること

私有地にある樹木の伐採やゴミステーションの移設等は、通学路の改善要望の対象になりません。

4 登下校時の危険箇所であること

下校後（習い事の行き帰り等）については、通学路の改善要望の対象になりません。

5 その対策に関係する地域の住民全員の同意があること

児童生徒の安全を守るための信号機や横断歩道、ガードレール、カーブミラー等が自宅の玄関や車庫近くに了解もなく設置されたら、景観面又は生活面で困る方もいます。

- ・グリーンベルト（その区域に関係する住民全員の同意を得ること）

設置を希望する箇所に路側帯（資料3(1)道路標示 P.7参照）が整備されていることが前提となります。車両および歩行者の安全な通行のために十分な道路幅員が必要となります。

- ・カーブミラー（車対車が前提のため、車両に関係ない対策は実施できません）

原則公道内設置です。見通しの悪い交差点等にカーブミラーの設置を要望する場合も、車両の交通状況や設置スペース、隣接住民の同意が必要など、設置できない場合があります。

※カーブミラーは歩行者の安全を確保するためのものではなく、ドライバーの目線で他の車や自転車を確認するための施設です。

- ・ガードレール・防護柵等（近隣住民全員の同意を得ること）

市管理地のみ設置が可能です（公開空地等の民地は設置不可）。設置にあたっては、原則、有効幅員2m以上（歩道幅W=2.5m程度）確保できる箇所で、車両の出入等のない箇所に設置可能となります。なお、既存歩道で有効幅員2m未満の場合は別途相談が必要です（ただし有効幅員1m以下の箇所は設置不可）。

6 通行規制に関して、町内会・自治会など地域住民の同意を得られていること
進入禁止や通行止め等により交通の流れが変わり、今まで渋滞のなかった場所が渋滞
したり、生活道路にまで進入して迂回したりする等、車両の通行に影響が生じる恐れがあ
ります。

7 対策することによりかえって交通渋滞を生じさせる恐れがないか

新規に信号機設置を要望する場合、隣接信号機から原則として 150m 以上離れている
必要があります。また、安全に信号待ちをするために十分な待機スペースが必要となりま
す。

既存の交差点から離れていないと、かえって交通渋滞を生じさせる恐れがあります。

8 路面標示等の設置の効果について検討すること

路面標示をむやみに増やすことで、かえって路面が煩雑としてわかりづらくなる場合
があります。すでに標示等が設置されている場合には、新たな設置の効果について検討
してください。

9 要望箇所はわかりやすく

各地域で通称となっている公園名（たこ公園等）、◎◎1 丁目 あたりではなく、所在
地（◎◎区◎◎▲丁目◇番）や、交差点名（○○交差点）、橋のどちら側なのか（◆◆橋
の東側）等目印を正確に記載してください。

10 現状と改善要望をわかりやすく

ただ単に危ないというだけでなく、曜日や時間帯はいつ頃、どのような状態なのか、
また、どのような内容を要望するかを伝えるように記載してください。

4 資料

通学路には様々な安全施設があります。



施設の意味や役割を知り、安全点検に役立ててください。

(1) 道路標示

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
外側線 (路側帯)		<p>白線は道路外へ車のはみ出すのを防ぎ、ドライバーを連続的に誘導するものです。</p> <p>また、歩道が整備されていない道路の外側線は、歩行者や自転車等が安全に通行するための区分で、これを路側帯と言います。</p>	区役所道路公園センター
路側帯 駐停車禁止		<p>自動車は路側帯の内側に入して駐停車してはいけません。</p>	警察署
路側帯 歩行者専用		<p>自動車も軽車両(自転車)も進入して通行してはいけません。</p>	警察署

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
停止線		<p>車が停止する位置を示します。</p> <p>止まれと横断歩道の標示の付属です。</p>	警察署
最高速度		<p>標示してある速度以上で走ってはいけないことを示します。</p> <p>→関連「ゾーン30」</p> <p>P.15 参照</p>	警察署
追越しのための 右側部分はみ出し 通行禁止		<p>道路中央の黄線は、追越しのための対向車線へのはみ出し禁止を示します。</p>	警察署
横断歩道		<p>歩行者が道路の反対側に安全に渡るための標示です。</p>	警察署

(2) カラー舗装

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
グリーンベルト		<p>(通学路にのみ設置)</p> <p>歩道の設置が困難な場所で、路側帯を視覚的に明確化することで、通行スペースであることをドライバーに認識させます。</p>	<p>区役所 道路公園センター</p>
カラー交差点		<p>交差点内をカラー化することにより、交差点であることをドライバーに認識させます。</p> <p>また、主要幹線等特に車両速度の高い道路では、交差点前後をカラー化することで、早い段階で交差点であることをドライバーに認識させます。</p> <p>※設置の際は、他の対策(交差点マークの設置、交差点鉢等)を優先します。</p>	<p>区役所 道路公園センター</p>

(3) その他標示

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
(規制) 止まれ		<p>安全に通行するために一時停止する必要がある場所に設置します。</p>	警察署
ゾーン 30		<p>ゾーン 30 に設定された住宅地域等の入り口に設置し、ここからゾーン 30 であることをドライバーに知らせます。 →「ゾーン 30」 P.15 参照</p>	警察署・ 区役所道路公園センター
スクールゾーン		<p>近くに学校があることをドライバーに知らせます。</p>	区役所 危機管理担当
交差点マーク		<p>交差点中央に交差する道路の形を示すことにより、ドライバーに交差点であることを認識させます。</p>	区役所 道路公園センター

(4) 標識

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
一時停止		<p>一時停止しなければいけません。</p>	警察署
進入禁止		<p>これより先には進入してはいけません。一方通行の出口や高速道路の出口など、反対側から入ってはいけない場所に設置されています。</p> <p>自転車も進入してはいけません。</p>	警察署
車両通行止め		<p>車両(自動車、自転車等)は通行してはいけません。</p>	警察署
進入禁止 指定方向外		<p>標識に示した方向以外に進んではいけません。</p>	警察署

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
学校・幼稚園・保育所等あり スクールゾーン		<p>近くに学校・幼稚園・保育園等があること・スクールゾーンであることをドライバーに知らせます。</p> <p>現在は新設せず、路面標示に切り替えています。</p> <p>P.10 参照</p>	区役所危機管理担当
交差点あり		<p>標識に示す形の交差点があることをドライバーに知らせます。</p>	区役所 道路公園センター
横断歩道		<p>横断歩道があることをドライバーに知らせます。</p>	警察署

(5) 安全施設

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
信号機		<p>交通環境を調査した上で、必要と認められた場所に設置します。信号機の設置は、渋滞や騒音等の問題もあり、近隣の方との調整が必要となります。</p>	警察署
カーブミラー		<p>見通しの悪い場所に設置し、ドライバーが他の車や自転車等を確認することを目的としています。</p> <p>ドライバーの目線で他の車を確認するための施設なので、歩行者の安全を確保するものではありません。</p>	区役所 道路公園センター
横断防止柵		<p>歩行者が横断すると危険な箇所に設けます。</p> <p>車の出入り口付近等、通行に支障がある場所には設置できません。</p>	区役所 道路公園センター
ガードレール		<p>車が対向車線や歩道等にはみ出すのを防ぎます。設置には、車と歩行者がすれ違える道路幅が必要です。</p>	区役所 道路公園センター

分類・名称	設置状況等	説明	管轄
ボラード (車止め)		<p>車が歩道に進入するのを防ぎます。</p>	<p>区役所 道路公園センター</p>
車線分離標 (ポストコーン)		<p>車線を明確化するために設置します。 また、歩車道を分離するためやUターン抑制のためにも設置します。</p>	<p>区役所 道路公園センター</p>
電柱幕		<p>幼稚園、保育園及び小学校の周辺並びに交通事故多発地点など危険箇所の電柱に設置して、運転者に注意喚起を促します。</p>	<p>区役所危機管理担当</p>

(6) 「ゾーン30」とは

住宅地域等をゾーンとして区域設定し、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制することで、歩行者等の安全を確保するものです。

「ゾーン30」として設定された地域の入口では、その区域の制限速度が時速30キロメートルであることを示す標識や路面標示を設置して、「ゾーン30」に設定された区域の入口であることを明確にします。

神奈川県警では、令和元年12月末現在で市内8警察署管内47か所に整備を実施しました。

今後も、通過交通の抑制や自動車の走行速度の抑制の要望がある場所を中心に、「ゾーン30」の整備を進めていきます。

路面標示



標識



5 その他

本ハンドブックは、作成後も社会状況の変化等により必要に応じて適宜見直しを行います。